

岩国市いじめ防止基本方針

平成 2 7 年 3 月

岩 国 市

(最終改定 平成 3 0 年 3 月)

目 次

はじめに

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめとは 1
 - (1) 定義
 - (2) 特徴及び構造
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方 4
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見・早期対応
 - (3) 家庭・地域との連携
 - (4) 関係機関等との連携

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために市が実施する施策 6
 - (1) 岩国市いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 「岩国市いじめ防止対策連絡協議会」の設置
 - (3) 「岩国市いじめ問題調査委員会」の設置
 - (4) いじめの防止等に係る施策の推進
 - (5) 施策の具体的な内容
 - (6) いじめの防止等のための財政上の措置
- 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項 11
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 「いじめ対策組織（学校いじめ対策委員会）」の設置
 - (3) 人権が尊重された学校づくり
 - (4) 豊かな心を育む教育の推進
 - (5) いじめの防止等に関する措置
 - (6) いじめの解消について
- 3 重大事態への対応 17
 - (1) 重大事態の判断及び報告
 - (2) 重大事態の調査
 - (3) 再調査及び措置等
 - (4) 留意事項

III その他の重要事項 22

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。岩国市では、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

いじめの問題が社会問題化する中、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、国及び県では「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）、並びに「山口県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が策定されており、本市においてもこれまでの取組を踏まえながら、平成27年に「岩国市いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきたところである。

平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを踏まえ、本市においても県の改定内容に準じた改定を行うとともに、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、岩国市いじめ防止基本方針を改定した。

いじめの問題を扱うにあたっては、一人ひとりを大切にする教育を推進し、『未然防止』の取組により、すべての児童生徒をいじめに向かわせないことが重要である。また、児童生徒の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には十分な情報共有を行い、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿い、学校やその関係者は真摯に事実と向き合い、本方針に基づいた措置を講ずるものとする。

いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、市、学校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりで取り組む必要がある。市が設置する公立学校においては、本方針を参考に各々の基本方針を策定し、いじめの防止等のための取組を市全域で推進していくこととする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識を市民で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、本市の教育目標に掲げる「志高く 豊かな心と生き抜く力を育む」教育を推進するため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならない。このことに対して、市や学校等はその責務を自覚し、いじめの防止・根絶に取り組んでいく必要がある。

また、いじめの問題への取組は、子どもたち一人ひとりの人権を護り、豊かな学びや育ちを保障するだけでなく、市民一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものであり、学校、家庭、地域、関係機関が一体となったいじめの根絶に向けた継続的な取組を、社会総がかりで加速させる必要がある。

■ 1 いじめとは

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとることが必要である。

(2) 特徴及び構造

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

国立教育政策研究所の『いじめ追跡調査 2013－2015』によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であったとの結果から、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していると報告されている。

暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返す、多くの者が集中的に行うなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

いじめは「四層構造」となっている。

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている児童生徒から見れば、「周りではやしたてる者（観衆）」も「見て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成するとともに、児童生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。

いじめの四層構造

いじめられている者（被害者）			
いじめている者（加害者）			
周りではやしたてる者（観衆）			
見て見ぬふりをする者（傍観者）			

■ 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての児童生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、児童生徒の些細な変容について、関わるすべての大人が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

一旦いじめを認知した場合は、学校いじめ対策組織が情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行うなどの継続支援も必要である。

このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教職員研修の充実や組織的な対応のための体制整備が必要である。

(3) 家庭・地域との連携

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、PTAはもとより、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みである地域協育ネット、学校運営協議会等と組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。

平素から、学校、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、教育委員会、こども支援課等の担当者が、定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

また、教育相談の実施に当たり、法務局の「子どもの人権 110 番」や、やまぐち総合教育支援センターの「24 時間子ども SOS ダイアル」、岩国市教育委員会青少年課、ヤングテレホン岩国などの学校以外の相談窓口を、児童生徒・保護者へ適切に周知することも必要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

■ 1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 岩国市いじめ防止基本方針の策定

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性のある取組を行うために、必要に応じて見直しを行う。

(2) 「岩国市いじめ防止対策連絡協議会」の設置

教育委員会は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携が図られるよう、それぞれの取組についての情報交換を行うため「岩国市いじめ防止対策連絡協議会」を設置する。委員は、学校関係者、市福祉部局関係課、児童相談所、警察、地方法務局、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員、教育委員会事務局等で構成する。

(3) 「岩国市いじめ問題調査委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項の趣旨を踏まえ、「岩国市いじめ防止対策連絡協議会」との連携の下、市が設置する公立学校におけるいじめ防止等のための対策を実行的に行うため、「岩国市いじめ問題調査委員会」を設置する。委員は、学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員等の第三者等で構成する。当委員会は、法第28条に規定される重大事態に係る調査を教育委員会が主体として行う場合の調査組織とする。

(4) いじめの防止等に係る施策の推進

市全域において、いじめの防止等に向けた対策が実効的に推進されるよう、各学校と更なる連携を図り、いじめの防止等に係る情報の共有や提供、取組に対する必要な指導助言又は支援等について、次の4点から施策を実施する。

- ・学校を所管する者として実施する施策（学校教育課）
- ・教職員の研修機関として実施する施策（教育センター）
- ・家庭や地域に法を周知すること及びいじめ防止対策の調査研究を実施する施策（青少年課）
- ・教育相談機関としての施策（青少年課・教育センター）

(5) 施策の具体的な内容

○ 人材の確保及び生徒指導・教育相談体制の充実

生徒指導は、すべての教職員が、すべての児童生徒を対象に、すべての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点に立ち、児童生徒に寄り添いながら、

きめ細かな支援ができる人材の確保に努める。

また、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中核として、迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図るとともに、スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という）・スクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という）を配置し、幅広く外部専門家の協力を得られる体制の拡充を図る。

○ 指導主事及び外部専門家等で構成する支援チームの派遣

いじめ等が発生し、当該校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合について、その解決を図るため、指導主事を中核とした支援チームを派遣し、当事者間の関係を調整するなどの適切な支援を行う。

○ いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知

教育委員会が管轄している、青少年課相談電話、ヤングテレホン岩国、県が実施している２４時間体制での「２４時間子どもＳＯＳダイヤル」による電話相談や、やまぐち総合教育支援センターにおける教育相談等の充実を図るとともに、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制の強化及び相談窓口の広報・周知を図る。

○ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実

法に規定された「保護者の責務等」を踏まえた保護者を対象とした啓発活動や、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、ＰＴＡや学校運営協議会、地域協育ネット等との連携促進に努め、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制の充実を図る。

○ ＳＣ、ＳＳＷ、外部専門家との連携

市は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、ＳＣ、ＳＳＷの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図り、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。

また、学校における教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等についての校内研修の充実が図られるよう支援する。いじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう積極的に周知する。特に、ＳＣ、ＳＳＷが学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行い、周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

○ 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、教職員がいじめの問題に適切に対応できるよう、岩国市教育センターにおける市独自の教職員研修の充実を図るとともにやまぐち総合教育支援センターにおける教職員研修への積極的な参加、国や県教委作成の問題行動等対応マニュアル等の教職員向け指導資料等の活用を促進する。

また、学校においても、ＳＣやＳＳＷ等の心理や福祉の専門家と連携し、学校における教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等についての校内研修の充実が図られるよう支援する。

○ インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）の防止等への支援

児童生徒が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、情報モラル教育の更なる充実を推進する。

また、インターネット上の不適切な書き込み等の発見・対応等については、教育委員会による情報収集とともにやまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー等から指導助言等を得ることのできる体制を拡充するとともに、関係機関と連携した取組を支援する。

○ いじめに関する調査研究等の実施

いじめの認知件数等の定期的な調査、学校訪問等による実地調査、いじめ防止・根絶強調月間における学校の取組や児童生徒の主体的な活動、インターネット上のいじめへの対応の在り方等について、市内の状況を把握し、施策等に反映させる。

また、学校における「未然防止」「早期発見」「早期対応」に係る実効性のある取組事例等を広く周知し、市内全域での取組の活性化を図る。

○ 学校相互間の連携協力体制の充実・強化

いじめを受けた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導、保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の充実・強化を図る。

○ いじめ防止・根絶に向けた取組の推進

県教委は、毎年１０月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けており、市内の各学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、チェックリストの活用による定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況の点検・評価、児童会・生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

○ 道徳教育、体験活動等の推進

豊かな情操と道徳心を培い、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、いじめに正面から向かい合うことができるよう、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに、県独自の体験学習法であるA F P Y（Adventure Friendship Program in Yamaguchi）や多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育む取組を推進する。

○ 学校評価の留意点

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。

したがって、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導助言を行う。

○ 教職員評価の留意点

教職員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するように促すことも重要である。その際、教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解をはじめ、未然防止や早期発見、早期対応や組織的な対応などを評価するよう、各学校における教職員評価への必要な指導助言を行う。

○ 学校運営改善の支援

教職員が子どもと向き合い、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するなど学校運営の改善を支援する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や地域協育ネットにより、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(6) いじめの防止等のための財政上の措置

いじめの防止等に係る施策推進のため、必要な財政上の措置、その他人的的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

■ 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては、いじめの防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、児童生徒・保護者や地域の意見等を踏まえ、法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定することとし、通知等により児童生徒・家庭・地域に周知を図る。また、学校ウェブサイト等を活用し、公開する。

学校基本方針は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組を実効的に行うため、学校の生徒指導体制や教育相談体制、校内研修について定めるとともに、年間計画に基づき、家庭や地域とも連携した具体的な対策を盛り込んだいじめ対策全体に関わる内容であることが必要である。

【意義】

- ①学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ②いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

【具体的内容】

- ①いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。
- ②アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・早期対応事案のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び早期対応の行動計画となるよう、早期対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

- ③いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。
- ④学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ⑤学校基本方針を策定するにあたっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ⑥策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 「いじめ対策組織（学校いじめ対策委員会）」の設置

各学校においては、国の基本方針が定める「いじめ対策組織」として、「いじめ対策委員会」を置くこととし、管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動に関わる教職員、さらに可能な限り心理や福祉の専門家であるSCやSSW、必要に応じて地域や学校等の関係者や外部専門家等を当該組織に参画させるなど、実効性のある人選をする必要がある。

また、組織的に対応することにより、学校が特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目によって状況の見立てをすることが可能となる。

当該委員会は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置付け、PDCAサイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。

具体的には、次の役割を担う。

【未然防止】

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

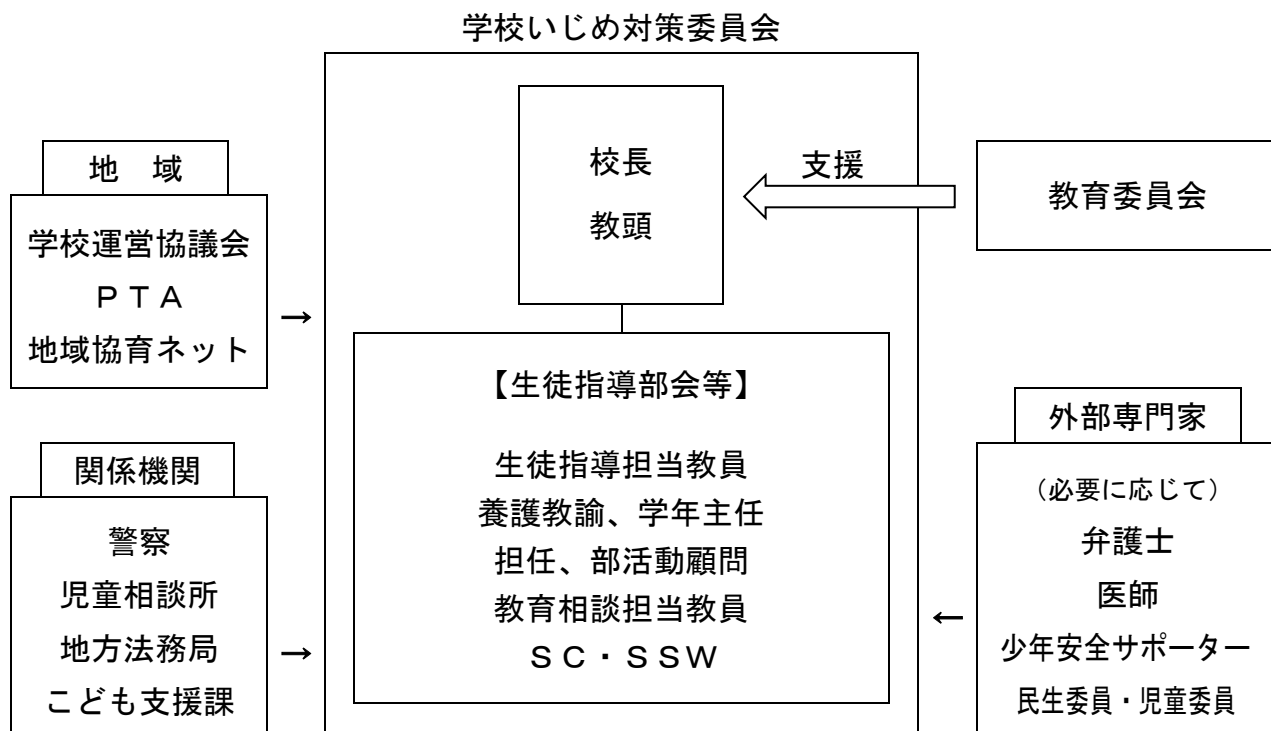
【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

設置に当たっては、既存の「生徒指導部会」などを基盤とすることも可能であるが、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策の企画立案、早期対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなどして、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、例えば、構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担をして柔軟な組織とするなど、学校の実情に応じて工夫・改善する。

学校のいじめ対策組織（学校いじめ対策委員会）



(3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

児童生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通していじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図ることが必要である。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組が重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した指導を行い、児童生徒が集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう、重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

(5) いじめの防止等に関する措置

○ 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、児童生徒に対するアンケート等による調査結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

○ 早期発見

いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知することが必要である。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないよう、短い間隔での生活アンケートや教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 早期対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておき、情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。いじめている児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、SCやSSW等との連携はもとより、弁護士、民生委員・

児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家や、児童相談所、警察、福祉部局等の関係機関との連携を一層促進し、いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図る。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

■ 3 重大事態への対応

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態発生を市長及び県教委に報告する。

また、児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査

① 調査の主体の決定

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があり、当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、当該学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

③ 調査の組織

学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

なお、学校が主体で調査を行った場合、調査結果について、外部専門家で構成する「いじめ問題調査委員会」が、必要に応じて検証活動を行うことがある。

その際には、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

④ 調査結果の報告及び提供

学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を盾に説明等を怠ることがあってはならない。

その説明等を踏まえて、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

調査結果については、学校は教育委員会を通して市長へ速やかに報告を行う。

自殺の背景調査について

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。

いじめがその要因として疑われる場合等、遺族がより詳しい調査を望む場合は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、学校・市教委は自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、中立的な立場の調査委員会は、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行うこととする。

また、情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったとの決めつけや断片的な情報による誤解を与えることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(3) 再調査及び措置等

学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときには、第三者組織を設置し、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査の進捗状況等及び結果については、いじめられた児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

市長は、学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、調査結果を市議会に報告する。

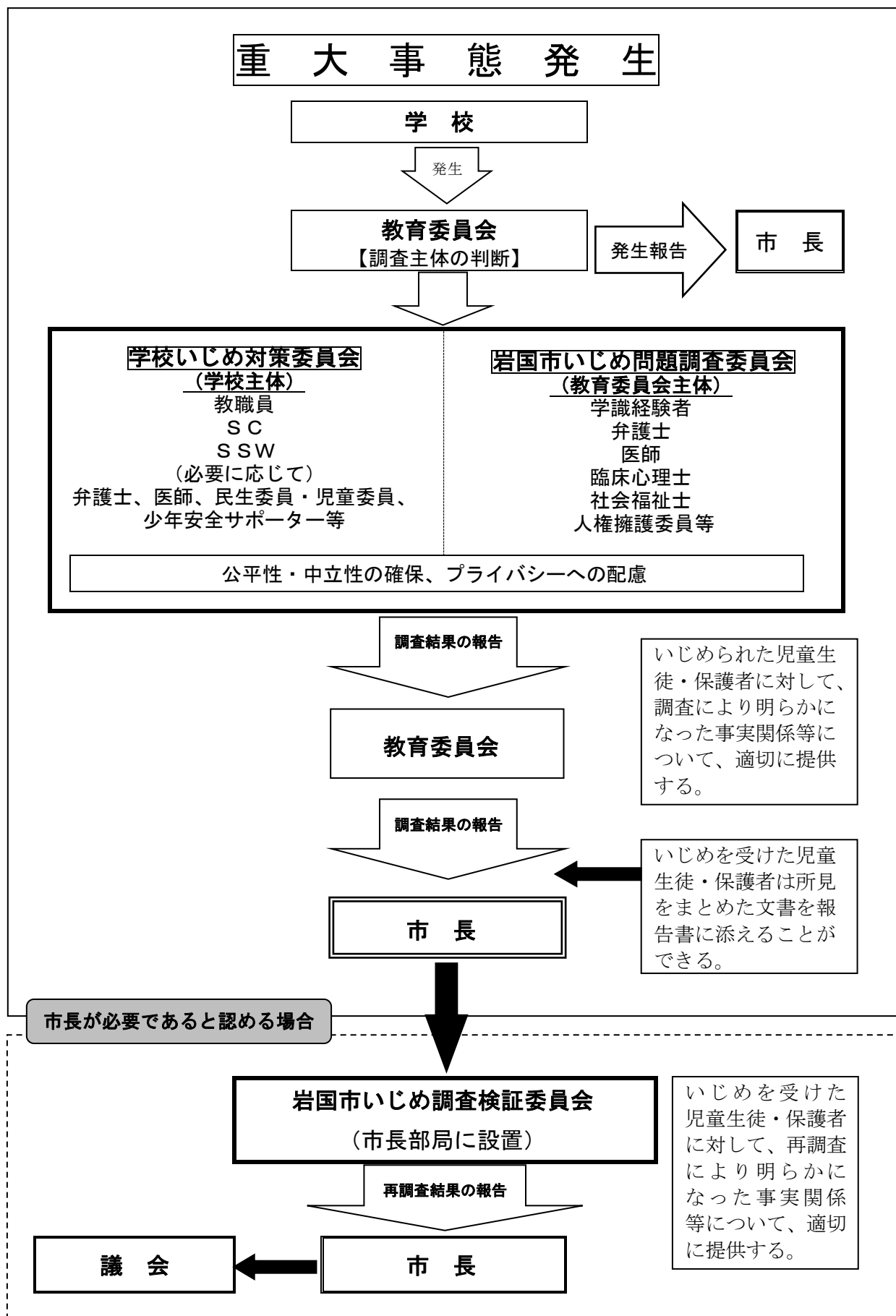
(4) 留意事項

「いじめ問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校及び教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童生徒への聴き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。

また、質問紙調査を実施するに当たっては、いじめを受けた児童生徒・保護者に結果を提供する場合があることを踏まえ、調査対象の児童生徒・保護者にあらかじめ説明するなどの措置が必要である。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。そのため、児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めることが重要である。

○ 重大事態発生時の調査等のフロー



Ⅲ その他の重要事項

「岩国市いじめ防止対策連絡協議会」は、市内のいじめの状況等を踏まえ、「岩国市いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。

また、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、教育委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針を改訂していくこととする。

※ 市が設置する組織について

○岩国市いじめ防止対策連絡協議会

○岩国市いじめ問題調査委員会（教育委員会の附属機関）

○岩国市いじめ調査検証委員会（市長の附属機関）

組織名	岩国市いじめ防止対策連絡協議会	岩国市いじめ問題調査委員会	岩国市いじめ調査検証委員会
設置者	教育委員会	教育委員会	市 長
役 割	・市内のいじめ防止対策の情報共有 ・関係機関・団体の連携強化に関する協議等	・学校で起きた重大事態に関する調査・報告 ・重大事態に関する調査結果等も踏まえ、学校における「岩国市いじめ防止基本方針」の運用状況の検証 等	・学校での重大事態の調査結果について再調査
組 織	市内のいじめ問題に関係する機関・団体で構成 【定数】15名以内 【任命権者】教育委員会	【定数】7名以内 【任期】2年 【任命権者】教育委員会 ※県のF R事業を活用する。	【定数】5名以内 【任期】2年 【任命権者】市長
備 考	○関係機関・団体で構成し、任期は設けない。	○調査後の対応 ・教育委員会を通じて調査結果を市長へ報告	○再調査後の対応 ・学校については議会に対し、再調査の結果報告が必要

※ 学校が設置する組織（必置）

組織名	学校いじめ対策委員会（仮称）
設置者	学校
役 割	・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・改善 ・いじめの相談窓口、いじめに関する情報の収集と記録 ・いじめに関する情報があった時には緊急会議を開き、情報共有、事実関係の聴取、指導や支援の対応方針の決定、保護者との連携等 ・重大事態発生時において、調査の主体を学校が行う場合には、教育委員会の指導・助言のもと、この組織を母体としつつ当該事案の状況に応じて適切な専門家等を交えて調査を行う。
組 織	(例) 校長・教頭・生徒指導部会・担任・部活顧問・S C・S S W・学校運営協議会等
備 考	・本委員会のリーダーである校長に、児童生徒の様子等が日常的に集約されることが体制づくりの前提となる。 ・学校における様々な活動を、いじめ防止の観点から検証し、改善につなげることができるだけの機動的な組織として位置付けることが必要である。